

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第6章 議員の政治倫理及び報酬

(政治倫理)

第23条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、議員倫理の意識の向上及び確立に努めるものとする。

(議員報酬)

第24条 議員報酬(法第204条第1項に規定する議員報酬をいう。)の見直しを提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら、委員会又は議員が提案するものとする。

第7章 政務調査費及び議員研修

(政務調査費)

第25条 議員は、市政に関する調査研究に資するため、法第100条第14項に規定する政務調査費を有効に活用するものとする。

2 会派(所属議員が1人の場合を含む。)及び議員は、条例に規定する使途基準に従い政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(議員研修の充実)

第26条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第28条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。